

メキシコにおける意匠の機能性および視認性

AROCHI & LINDNER

ARTURO CARMONA
アソシエイト 弁護士

Arturo Carmona は、2012 年から Arochi & Lindner のメキシコオフィス特許部門のアソシエイトである。Instituto Politécnico Nacional of Mexico で機械工学の学位を取得した後、メキシコ産業財産庁（IMPI）の特許審査官として 5 年間過ごした。特許、実用新案、意匠の分野で戦略、訴追、訴訟のスペシャリストとしての専門知識を持ち、先行技術調査、特許性調査、FTO（Freedom to Operate）を含む非侵害技術の分析を得意としている。

メキシコ産業財産法によれば、意匠とは、物品の装飾的または美的側面のみを構成し、物品自体の形状など三次元の特徴、または模様、線、色彩など二次元の特徴で構成される。ただし、技術的考慮または技術機能作用からのみ要求され、創作者の裁量的寄与を具現していない要素もしくは特性には、意匠に付与される保護は及ばない。

1. 意匠権の特徴

メキシコの意匠に由来する権利は保護範囲がメキシコ国内に限定される。2018 年 3 月のメキシコ知的財産法改正により、権利が付与されると 5 年間有効となり、最大 25 年間更新できることとなった。また、旧法で付与された意匠権も、以前の最大有効期間であった 15 年から、更新が請求されて料金が納付された後、さらに 5 年ごと 2 回の延長が認められる。

2. メキシコで登録可能な意匠の形式

メキシコ産業財産法第 32 条によれば、意匠は次のものを含む。

(I) 装飾を目的として工業製品に組み込まれた形状、線または色彩の組合せであって当該製品に特有の外観を与える産業図面、および

(II) 工業製品製造のためのひな形または見本として働く立体形状によって構成されており、何らの技術的効果にも係わらない特有の外観を呈する産業ひな形

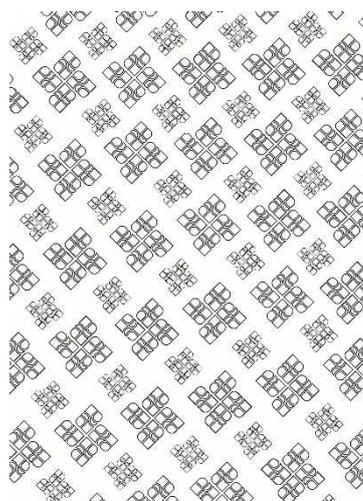


図1 産業図面の例

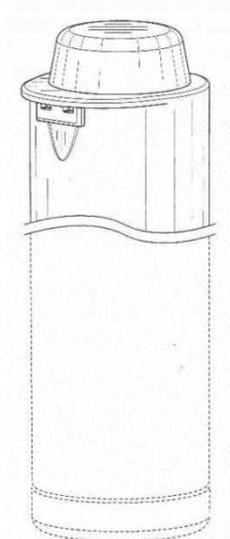


図2 産業ひな形の例

メキシコ知的財産法は、産業図面と産業ひな形とを区別しており、図面は二次元の、ひな形は三次元の要素と特徴を保護している。出願時に産業図面であるか産業ひな形であるかを示すことを求められ、これら 2 つの形式の意匠を組み合わせることはできない。

実際には、審査官は、いくらかの模様や色彩を含む三次元形式を許可するが、法律に厳密に従い、二次元の特徴を持つ産業ひな形は保護されない。すなわち、審査官が、例えば三次元形状の色彩の組合せを許可したとしても、出願人が両方の特性について権利行使する場合に問題とされる可能性がある。

また、意匠に付与された保護は、創作者の裁量的寄与を具現しておらず、**技術的考慮または技術機能作用からのみ決定されている要素もしくは特性には及ばない。**同様に、意匠は、意匠を用いる製品を機械的に組み立てたり、その部品または製品を構成する別の製品に接続したりするために、正確な再現が必要な要素や特徴を保護しない。この制限は、意匠要素が、モジュール式システム内での商品の複数の組立または接続、またはそれらの相互接続を可能にすることを意図した形状または形態にある商品には適用されない。

3. 意匠権の下で提供される保護

意匠権の登録により権利者に付与される独占権は、権利者の同意なしに、他者が製品を製造、使用、販売、販売のための提供、または輸入することを防ぐ権利を付与する。特に、メキシコ知的財産法では、次の場合に第三者が意匠権を侵害しているとみなしている。

- a) 権利者の同意または許可なしに、意匠で保護された製品を製造または生産すること
- b) 意匠または登録の権利者の同意なしに、または適切なライセンスなしに製造または製造されたことを知って、登録された意匠によって保護された製品の販売のための提供または流通に供すること
- c) 権利者の同意または適切なライセンスなしに、登録によって保護された意匠を複製または模倣すること

4. メキシコにおける意匠保護に必要な条件

メキシコでは、新規かつ産業上利用可能な意匠が登録の対象となる。

メキシコ知的財産法第 31 条は、公知の意匠または公知の意匠の特徴の組合せとは独立に創作され、かつ、それらとは著しく異なっている意匠は新規とみなされると規定している。

さらに、同法第 32 条の 2 に次の定義が規定されている。

(I) 独立した創作。他の同一の意匠が、登録出願の提出日前または承認された優先日前に公知となされていない場合。特徴が無関係な細部においてのみ相違する意匠は、同一なものであるとみなされる。

(II) 著しい程度。意匠の創作における創作者の自由度を斟酌したうえで、分野における専門家に対して当該意匠によって生じる一般的印象、および登録出願の提出日前または承認された優先日前に公知となったその他の意匠によって生じる一般的印象との相違。

5. 意匠権の存続期間

意匠権は、出願後 5 年間有効であり、最大 25 年まで更新可能である。

6. 意匠出願のための基本的書類

- ・適切に記入され、署名された願書
- ・料金の納付済証明。電子形式の料金支払い証明または銀行での支払伝票
- ・料金の割引申請書（該当する場合）
- ・明細書
- ・請求項
- ・図面または写真

7. メキシコでの意匠出願に必要な情報

メキシコでの意匠出願に必要な最低限の情報は下記のとおり。

- a)出願人の氏名、住所、国籍
- b)創作者の氏名、住所、国籍
- c)意匠の名称
- d)優先権情報（該当する場合）。国、出願番号、最初の出願日
- e)優先権適用の証拠（同上）

メキシコ知的財産法は、意匠の事前開示に基づいて新規性を失うことを避けるための猶予期間（グレースピリオド）を設けている。猶予期間は意匠が開示されてから12か月である。

猶予期間の利益を主張するためには、公開の日付を明確に記載し、出願人または創作者に関連した公開または開示を証明する文書が必要である。第三者によって行われた開示は、猶予期間の利益を認められない。

8. メキシコ知的財産法の方式審査を完了するためには、次の書類が必要となる。

- a)意匠の図面と明細書
- b)優先主張の基礎となる出願がある場合、優先権証明書（現地での出願から3か月以内に提出）
- c)出願人の法定代理人と2人の証人が署名した委任状

d) 創作者、出願人の法定代理人と 2 人の証人が署名した譲渡証（該当する場合）

9. メキシコにおける審査

意匠審査は、a)方式審査と b)実体審査の 2 段階で構成される。登録または拒絶の審査完了までの期間は約 14 か月である。

メキシコの方式審査では、審査官が上記 8.のすべての文書が完全であることを確認する。不足している書類、または不完全な書類がある場合、審査官はオフィスアクションを発行する。出願人は、オフィスアクションに応答するために 2 か月の期間があり、一度だけ 2 か月の延長が認められる。

方式審査が終了すると、出願は官報に公表され、実体審査の審査官に引き渡され、実体審査が開始される。審査官が、関連する先行意匠を発見した場合、または出願にメキシコでは保護できない主題が含まれていると判断した場合、審査官はオフィスアクションを発行する。メキシコ産業財産規則に従って、最大 2 回のオフィスアクションを発行することができる。

審査官が適切と考える場合、意匠登録許可を通知する。出願人は、通知を受け取ったのち、登録の付与に対して最初の 5 年間の有効期間に相当する料金を納付し、登録となる。

出願が拒絶査定とされた場合、出願人は拒絶査定の通知から 15 日以内に査定不服審判請求をすることができる。審判請求はメキシコ産業財産庁によって対応される。出願人は、その後、または代替として、行政問題に関する連邦司法裁判所の知的財産問題に関する専門裁判所（the Specialized Court on IP matters of the Federal justice Tribunal on Administrative matters）に審判請求することも可能である。この場合、拒絶査定から 30 日以内の審判請求が必要となる。

【ソース】

・メキシコ産業財産法

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/mexico-sangyou.pdf>

- ・メキシコ産業財産規則

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/mexico-sangyou_kisoku.pdf

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)